



平成 28 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸 山 製 作 所
代表者名 代表取締役社長 尾頭 正伸
(コード：6316 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役 鎌倉 利博
管理本部長
(TEL 03-3252-2271)

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 10 日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度導入の目的

- ①意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営の効率化と迅速化を高める。
- ②取締役会の意思決定に基づき、執行役員は社員の最高位としての責任と権限のもと、事業のさらなる拡大を目指す。
- ③執行役員に登用することにより、執行役員本人およびその他社員のモチベーションをアップさせる。

2. 執行役員制度の概要

- ①執行役員を選解任は、取締役会で決定する。
- ②執行役員と会社との関係は、雇用契約型とする。
- ③執行役員は、取締役会の決定に従い、社長の指示の下に会社の業務を執行する。
- ④執行役員の任期は、1 年間とする。

3. 導入時期

平成 28 年 10 月 1 日

以 上